

古物営業許可申請等に係る申請書等記載要領

- ① 古物商新規許可申請（個人に係るもの） P 1～
- ② 古物商新規許可申請（法人に係るもの） P 5～
- ③ 変更届出書（営業所に係る3日前までの変更届出） . . . P 10～
- ④ 変更届出書（許可証の書換えを伴わない、営業に係る14日以内の届出） . . P 11～
- ⑤ 変更届出・書換申請書（許可証の書換えを伴う、営業に係る14日以内の届出） ... P 14～
- ⑥ 仮設店舗設置届出書（3日前までの仮設店舗設置届出） ... P 17～

古物営業許可申請等に係る添付書類等について

- ⑦ 必要書類について P 18～
- ⑧ 住民票の写し P 20
- ⑨ 身分証明書 P 20
- ⑩ 履歴事項全部証明書 P 21
- ⑪ 略歴書 P 22
- ⑫ 誓約書 P 23～
- ⑬ URL疎明資料 P 26

申請又は届出可能な警察署について

申請書類	申請先	主たる営業所所在地を 管轄する警察署	その他の営業所所在地を 管轄する警察署
新規許可申請		○	×
許可証書換申請		○	×
許可証再交付申請		○	×
返納届出		○	×
変更届出（事前の届出）		○	○
変更届出（事後の届出）		○	○
仮設店舗設置届出 ※オンライン届出可能		原則、仮設店舗を設置する住所地を管轄する警察署。 ただし、愛媛県内に営業所がない業者の場合は、他の 都道府県にある営業所を管轄する警察署となります。	

※ 本資料の掲載内容は、一般的なものになります。不明点がある場合は、警察本部生活環境課営業係又は営業所を管轄する警察署生活安全課（申請許可係）までお問い合わせください。

【①：古物商新規許可申請（個人に係るもの）記載要領】

別記様式第1号その1(ア)（第1条の3関係）

資料区分	1.1	受理年月日	令和	年	月	日
受理	この上部枠内には記載しないでください。次頁以降も同じです。					
許可証番号		許可年月日	令和	年	月	日

古物商 許可申請書

~~古物市場主~~

※不要箇所は、二重線で削除

古物営業法第5条第1項の規定により許可を申請します。

和暦または西暦
※窓口提出時に合わせて記載

令和●年 ●月 ●日

愛媛県 公安委員会 殿

住所（番地表記や建物名・号室）、氏名は住民票のとおり記載してください。以下同じです。

申請者の氏名又は名称及び住所
愛媛県松山市南堀端町2番地2 伊予 守

許可の種類	①古物商 2.古物市場主	
氏名	(フリガナ) イヨ マモル	※フリガナは、姓と名の間に1マス空け、濁点、半濁点には1マス使用してください。
又は名称	(漢字) 伊予 守	
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 ⑥個人	
生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	※外国人の方は西暦で記載してください。
	0 1 2 3 ④ 5 0 0 5 4 0 9 2 7	
住所	都道 市区	
又は居所	愛媛 府県 松山 町村	
	南堀端町2番地2	
	電話(089)●●●-●●●番(内線●●●)	
行商をしようとする者であるかどうかの別	①.する 2.しない	
主として取り扱うとする古物の区分	01美術品類 02衣類 03時計・宝飾品類 ④自動車 05自動二輪車・原付 06自転車類 07写真機類 08事務機器類 09機械工具類 10道具類 11皮革・ゴム製品類 12書籍 13金券類 (いずれか1つに○を付けること)	
代表者	1.代表者	
氏名	(フリガナ) (漢字)	
生年月日	西暦 明治 大正 0 1 2	
住所	府県 町村	
等	電話() - 番(内線) 本(国)籍()	

個人での許可申請の場合、
この欄への記載は不要です。

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

資料区分	13	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署	許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主			
許可証番号		許可年月日	5. 令和	年	月	日
所轄警察署	() 署					
営業所等所在都道府県		営業所等整理番号				

主たる営業所・古物市場	形態	① 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場					
	名称	(フリガナ) カーショップ・マツヤマ (漢字) カーショップMATSUYAMA					
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 愛媛 都道府県 松山 市区町村 須賀町5番●●号 電話(089)●●●-●●●●番(内線●●●)					
	取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 ④ 自動車 ⑤ 自動二輪車・原付 06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機械工具類 ⑩ 道具類 ⑪ 皮革・ゴム製品類 12 書籍 13 金券類					
管理者	氏名	(フリガナ) エヒメ タダシ (漢字) 愛媛 正					
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 ④ 5 0056 0626					
	住所	愛媛 都道府県 松山 市区町村 萩川2丁目5番●号 電話(080)●●●●-●●●●番(内線●●●)					

※個人申請では、〇〇会社など、**法人**と誤認する名称は使用しないでください。記号は使えません。

※主たる営業所とは、古物営業に係る営業の中心となる営業所を指します。

※取り扱うもの全てに○印をすること。

※管理者は他の営業所とは**兼務不可**です。

※申請者が管理者を兼ねる場合も全て記載してください。

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

記載事項に誤りがあった場合は、該当箇所を二重線で削除し、上部等に訂正内容を記載してください。

二桁以上のアラビア数字で記載した内容について、いずれかの数が誤っている場合は、全ての数字を削除して書き直してください。

訂正印は不要です。

萱町

259

例：松山市本町1丁目 ~~239~~番地 1

資料区分	13		受理年月日	5. 令和		年		月		日
受理警察署			(署)	許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主					
許可証番号				許可年月日	5. 令和		年		月	日
所轄警察署			(署)							
営業所等所在都道府県				営業所等整理番号						

その他の営業所・古物市場	形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場									
	名称	(フリガナ)									
		(漢字)									
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)									
		都道府県					市区町村				
	取り扱う古物の区分	電話 (					その他の営業所を設置する場合は、この用紙太枠内に必要事項を記載してください。				
		01 美術品 06 自転車 11 皮革・ゴム類									
管理者	氏名	(フリガナ)									
		(漢字)									
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
住所	都道府県					市区町村					
	電話 ()					— 番 (内線)					本(国)籍 ()

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

電気通信回線に接続して行う
自動公衆送信により公衆の閲覧に
供する方法を用いるかどうかの別

① 用いる 2. 用いない

※HP利用取引を用いる
かどうかを選択する。

送 信 元 識 別 符 号

h	t	t	p	s	:	/	/	w	w	w	.	e	x
エイチ	ティー	ティー	ピー	エス	コロン	スラッシュ	スラッシュ	ダブルユー	ダブルユー	ダブルユー	ドット	イー	エックス
a	m	p	l	e	0	.	c	o	.	c	o	m	
エー	エム	ピー	エル	イー	ゼロ	ドット	シー	オー	ドット	シー	オー	エム	

● URLが疎明資料のものと合っているか、よく確認してください。

● URLを手書きする場合には、フリガナを振ってください。

※URLは別紙にPC等で作成・印字したものを添付したのでも構いません。その場合は、フリガナの記載を省略できます。

● HP利用取引を用いる場合は、事前にホームページ（HP）を開設しておく必要があります。許可申請後に開設する場合は、許可後の届出が必要です。

● 許可取得後には、トップページに

『古物商の名義（氏名又は法人名称）、許可公安委員会、許可証番号』
を表示しなければなりません。

● 届出されたURLは、愛媛県公安委員会のHPに掲載されるため、公序良俗に反する内容が掲載されないように注意してください。

※ バナー広告等にも注意してください。

記載要領

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、活字体で記入すること。
- 3 送信元識別符号のうち誤読されやすいものには、適宜ふりがなをふること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

【②：古物商新規許可申請（法人に係るもの）記載要領】

別記様式第1号その1（ア）（第1条の3関係）

資料区分	1-1	受理年月日	令和	年	月	日
受理警察	この上部枠内は記載しないでください。次頁以降同じです。					
許可証番号		許可年月日	令和	年	月	日

古物商 許可申請書 ~~古物市場主~~

古物営業法第5条第1項の規定により許可を申請します。

和暦または西暦
※窓口提出時に合わせて記載

令和●年 ●月 ●日

愛媛県 公安委員会 殿

住所（番地表記や建物名・号室）、名称は法人登記簿のとおり記載してください。以下同じです。

申請者の氏名又は名称及び住所
愛媛県松山市南堀端町2番地2
株式会社愛媛●● 代表取締役●●●

法人代表者名を
記載してください。

許可の種類	①古物商 2.古物市場主	
氏名	(フリガナ) エヒメ・・・・	※フリガナ欄には、法人種別の記載は不要です。 ※(株)などと略記せず、登記上の正式名称を記載してください。
又は名称	(漢字) 株式会社愛媛●●	
法人等の種別	①株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人	
生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	※生年月日の記載は不要です。
住所	都道 ①市区 愛媛 府県 松山 町村	※固定電話が無い場合は、携帯番号で構いません。内線番号が有れば記載してください。
又は居所	南堀端町2番地2 電話(089)●●●-●●●●番(内線●●●)	
行商をしようとする者であるかどうかの別	①.する 2.しない	
主として取り扱うとする古物の区分	01美術品類 02衣類 03時計・宝飾品類 ④自動車 05自動二輪車・原付 06自転車類 07写真機類 08事務機器類 09機械工具類 10道具類 11皮革・ゴム製品類 12書籍 13金券類 (いずれか1つに○を付けること)	
代表者種別	①代表者 2.役員 3.法定代理人	
氏名	(フリガナ) エヒメ タロウ	※主に取扱おうとする古物に○をする。選択した区分の標識(上記の場合、自動車商)になります。
	(漢字) 愛媛 太郎	
生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	※外国人の方は西暦で記載してください。
住所	都道 ①市区 愛媛 府県 松山 町村	本(国)籍 ()
等	●●町1丁目2番3号 ●●マンション●●号室 電話(090)●●●●-●●●●番(内線)	

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

資料区分	1 2		受理年月日	5. 令和		年		月		日
受理警察署		() 署)	許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主						
許可証番号			許可年月日	5. 令和		年		月		日

代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役 員 3. 法定代理人	
	氏 名	(フリガナ)	
	生 年 月	(漢 字)	
	住 所		
代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役 員 3. 法定代理人	
	氏 名	(フリガナ)	
	生 年 月	(漢 字)	
	住 所		
代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役 員 3. 法定代理人	
	氏 名	(フリガナ)	
	生 年 月 日	(漢 字)	
	住 所		

代表者以外の役員について記載してください。
役員が多数存在する場合は、この用紙を追加して記載してください。

※『役員』とは、法人において、その業務の執行、業務の監査等の権限を有する者をいい、株式会社の取締役及び監査役などが該当します。

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

資料区分	13	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署	許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主			
許可証番号		許可年月日	5. 令和	年	月	日
所轄警察署	() 署					
営業所等所在都道府県		営業所等整理番号				

主たる営業所・古物市場管理者	形態	① 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場					
	名称	(フリガナ) カーショップ・マツヤマ (漢字) カーショップMATSUYAMA					
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 愛媛 都道府県 松山 市区町村 北土居3丁目●番●号 電話(089)●●●-●●●●番(内線●●●●)					
	取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 ④ 自動車 ⑤ 自動二輪車・原付 06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機械工具類 ⑩ 道具類 ⑪ 皮革・ゴム製品類 12 書籍 13 金券類					
	氏名	(フリガナ) エヒメ タダシ (漢字) 愛媛 正					
生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 ④ 5 0056 0626						
住所	愛媛 都道府県 松山 市区町村 萩川2丁目5番●号 電話(080)●●●●-●●●●番(内線●●●●)						

※記号は使えません。

※主たる営業所とは、古物営業に係る営業の中心となる営業所を指します。
※法人の場合、会社法上の本店と一致しないこともあります。

※取り扱うもの全てに○印をすること。

※管理者は他の営業所とは兼務不可です。

※申請者が管理者を兼ねる場合も全て記載してください。

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

記載事項に誤りがあった場合は、該当箇所を二重線で削除し、上部等に訂正内容を記載してください。

二桁以上のアラビア数字で記載した内容について、いずれかの数が誤っている場合は、全ての数字を削除して書き直してください。

訂正印は不要です。

萱町

259

例：松山市本町1丁目239番地1

資料区分	1 3		受理年月日	5. 令和		年		月		日
受理警察署		() 署)	許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主						
許可証番号			許可年月日	5. 令和		年		月		日
所轄警察署		() 署)								
営業所等所在都道府県			営業所等整理番号							

その他の営業所・古物市場	形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場									
	名称	(フリガナ)									
		(漢字)									
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)									
		都道 府県					市区 町村				
	電話 (	その他の営業所を設置する場合は、この用紙太枠内に必要事項を記載してください。									
	取り扱う古物の区分	01 美術品 06 自転車 11 皮革・ゴム類									
管理者	氏名	(フリガナ)									
		(漢字)									
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
		0	1	2	3	4	5				
住所	都道 府県										
	市区 町村										
	電話 (						—	番 (内線)			本(国)籍 (

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

電気通信回線に接続して行う
自動公衆送信により公衆の閲覧に
供する方法を用いるかどうかの別

① 用いる 2. 用いない

※HP利用取引を用いる
かどうかを選択する。

送 信 元 識 別 符 号

h	t	t	p	s	:	/	/	w	w	w	.	e	x
エイチ	ティー	ティー	ピー	エス	コロ	スラッシュ	スラッシュ	ダブルユー	ダブルユー	ダブルユー	ドット	イー	エックス
a	m	p	l	e	0	.	c	o	.	c	o	m	
エー	エム	ピー	エル	イー	ゼロ	ドット	シー	オー	ドット	シー	オー	エム	

● URLが疎明資料のものと合っているか、よく確認してください。

● URLを手書きする場合には、フリガナを振ってください。

※URLは別紙にPC等で作成・印字したものを添付したのでも構いません。その場合は、フリガナの記載を省略できます。

● HP利用取引を用いる場合は、事前にホームページ（HP）を開設しておく必要があります。許可申請後に開設する場合は、許可後の届出が必要です。

● 許可取得後には、トップページに

『古物商の名義（氏名又は法人名称）、許可公安委員会、許可証番号』
を表示しなければなりません。

● 届出されたURLは、愛媛県公安委員会のHPに掲載されるため、公序良俗に反する内容が掲載されないように注意してください。

※ バナー広告等にも注意してください。

記載要領

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、活字体で記入すること。
- 3 送信元識別符号のうち誤読されやすいものには、適宜ふりがなをふること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

【③：変更届出書（営業所に係る3日前までの変更届出）記載要領】

※変更予定日の3日前まで（変更日と届出日の間に中3日を挟む）の届出が必要

別記様式第5号（第5条関係）

変更届出書

古物営業法第7条第1項の規定により変更の届出をします。

愛媛県 公安委員会 殿

和暦または西暦

※窓口提出時に合わせて記載

令和●年●月●日

届出者の氏名又は名称及び住所

住所（番地表記や建物名・号室）、氏名又は名称は疎明資料のとおりに記載してください。

愛媛県松山市南堀端町2番地2

株式会社愛媛●●代表取締役●●●

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	8 2 1 0 7 0 0 0 4 . . .
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 2 8 年 0 9 月 2 7 日
氏名又は名称	(フリガナ) エヒメ (漢字) 株式会社愛媛●●
住所	愛媛 都道 松山 市区町村 南堀端町2番地2

※この欄は必ず記載してください。
※現在の許可状況（古物商許可証に記載されている最新の内容）を記載してください。
※許可証番号は左詰め記載です。

営業所又は古物市場に係る

変更区分	1. 新設 : 営業所等を新設（「変更・廃止する営業所又は古物市場の名称」欄に新設予定年月日を記載） 2. 変更 : 従前の届出事項を変更 4. 廃止 : 営業所等を廃止（「営業所・古物市場の名称」欄に廃止予定年月日を記載）
変更・廃止する営業所又は古物市場の名称	営業所等所在都道府県 (フリガナ) (漢字) ●●自動車販売

※変更区分を選択の上、変更等に係る営業所の名称（変更前の現在の名称）を記載してください。
※新設の場合は、名称の記載は不要です。

※変更等の予定日を記載（必須）

変更予定年月日	5. 令和 0 6 年 1 0 月 2 0 日
主たる営業所・古物市場	形態 1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場 名称 (フリガナ) カーショップ (漢字) カーショップ●●● 所在地 (住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない) 都道府県 市町村 電話 () -
その他の営業所・古物市場	形態 1. 営業所 2. 古物市場 名称 (フリガナ) (漢字) 所在地 (住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない) 都道府県 市町村 電話 () - 番 (内線)

※主たる営業所に係る変更であれば、この欄に、変更に係る箇所のみ記載してください（名称のみの変更であれば、所在地欄は空欄としてください。廃止の場合はすべて空欄です）。
※新設の場合、変更の日から14日以内に、別途、変更届出（別記様式第6号）も提出する必要があります。

※その他の営業所に係る変更であれば、この欄に変更に係る箇所のみ記載してください。以下、上記のとおりです。

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠線内には記載しないこと。
- 2 「変更予定年月日」欄には、当該事項の変更予定年月日を記載すること。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

【④：変更届出書（許可証の書換えを伴わない、営業に係る14日以内の届出）記載要領】

※ 変更日の翌日から数えて14日以内の届出
別記様式第6号その1（ア）（第5条関係）

役員（代表者を除く）、管理者及び、取り扱う古物の区分に関する変更が該当

変更届出書 書換申請

古物営業法第7条第2項の規定により変更の届出をします。

~~古物営業法第7条第5項の規定により許可証の書換えを申請します。~~

※書換不要の場合、書換申請は二重線で削除する。

※窓口提出時に合わせて記載

令和●年●月●日

愛媛県 公安委員会 様

届出（申請）者の氏名又は名称及び住所

愛媛県松山市●●町●丁目●番●号 株式会社愛媛●● 代表取締役●●●

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	8 2 1 0 7 0 0 0
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 2 0 年 1 0 月 1 5 日
氏名 又は名称	(フリガナ) エヒメ (漢字) 株式会社愛媛●●

※この欄は必ず記載してください。
※古物商許可証に記載されている最新の内容を記載してください。
※許可証番号は左詰め記載です。

変更・書換事項

変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人
住所 又は居所	愛媛 都道 今治市 市区 府県 町
電話	() - 番 (内線)
行商をする者であるかどうかの別	1. する 2. しない
主として取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 04 自動車 05 自動二輪車・原付 06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機械工具類 10 道具類 11 皮革・ゴム製品類 12 書籍 13 金券類 (いずれか1つに0を付けること)

※書換え不要な変更の場合、この欄には何も記載しない。

変更区分	1. 削除：従前の代表者等を削除（旧欄のみ記載） 2. 追加：新たに代表者等を追加（新欄のみ記載） 3. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更（新欄・旧欄ともに記載） 4. 交替：従前の代表者等が退任するとともに、新たに代表者等が就任（新欄・旧欄ともに記載）
変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 0 6 年 0 9 月 2 7 日
代表者等	種別 1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人
	氏名 (フリガナ) エヒメ マモル (漢字) 愛媛 守
	生年月日 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5 0 0 3 5 1 0 1 0
	種別 1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人
代表者等	氏名 (フリガナ) エヒメ タダシ (漢字) 愛媛 正
	生年月日 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5 0 0 0 2 0 6 2 6
	住所 愛媛 都道 松山 府県 マンション●●室
	電話 () - 番 (内線)

※役員Aの就任と同時に行う役員Bの退任であれば、交替になり、新旧欄を記載する。
※同時以外の就任・退任は、別紙を用いて、それぞれ削除と追加を選択し、削除は旧欄に退任者、追加は新欄に就任者を記載する。

※この欄には、法人の役員または、個人の法定代理人に関する変更があれば記載してください。
※旧新が同一人の場合、変更を選択し、新欄には、変更となった事項のみ記載してください。（例：管理者の住所変更のみの場合、新欄には、新住所のみ記載する。）

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

資料区分	22		受理年月日	5. 令和		年		月		日
受理警察署			(署)							

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主										
許可証番号											
許可年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和			年		月		日	
氏名	(フリガナ)										
又は名称	(漢字)										

※この欄は必ず記載してください。
 ※古物商許可証に記載されている最新の内容を記載してください。
 ※許可証番号は左詰め記載です。

変更事項

変更区分		1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替											
変更年月日		3. 昭和	4. 平成	5. 令和			年		月		日		
代表者等	旧	種別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人										
		氏名	(フリガナ)										
			(漢字)										
	新	生年月日	西暦	明治	大正	昭和							
			0	1	2	3							
		種別	1. 代表者										
		氏名	(フリガナ)										
	新	生年月日	西暦	明治	大正	昭和							
			0	1	2	3	4	5					
		住所	都道府県 市区町村										
		電話 () - 番 (内線) 本(国)籍 ()											

代表者等の変更が複数ある場合は、この用紙太枠内に必要事項を記載してください。

変更区分		1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替											
変更年月日		3. 昭和	4. 平成	5. 令和			年		月		日		
代表者等	旧	種別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人										
		氏名	(フリガナ)										
			(漢字)										
	新	生年月日	西暦	明治	大正	昭和							
			0	1	2	3	4	5					
		種別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人										
		氏名	(フリガナ)										
	新	生年月日	西暦	明治	大正	昭和							
			0	1	2	3	4	5					
		住所	都道府県 市区町村										
		電話 () - 番 (内線) 本(国)籍 ()											

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

※営業所に関する変更（取り扱う古物の区分及び管理者用）

別記様式第6号その2（第5条関係）

(/)

資料区分	23		受理年月日	5. 令和		年		月		日
受理警察署		()	署)							

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	8210700033XX
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 19年06月26日
氏名	(フリガナ) エヒメ・・・・・
又は名称	(漢字) 株式会社エヒメ・・・・・

※この欄は必ず記載してください。
 ※古物商許可証に記載されている最新の内容を記載してください。
 ※許可証番号は左詰め記載です。

営業所又は古物市場に係る変更事項

変更区分	2 変更(1): 従前の届出事項を変更(変更) 3 変更(2): 管理者のみ変更
変更する営業所又は古物市場の名称	営業所等所在都道府県 (フリガナ) カーショップ・・・・・ (漢字) カーショップ・・・・・

※この欄には、変更となる営業所を記載するとともに、変更区分を選択する。

変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 06年09月27日
取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 06 写真機類 08 事務機器類 09 金銀類 11 皮革・ゴム製品類 12 書籍 13 金券

※取り扱う古物の区分に変更があった場合は、この欄に記載する。

変更区分	1 新規: 管理者を新たに選任(新欄のみ記載) 2 交替: 従前とは別の管理者を選任(旧欄・新欄ともに記載) 3 変更: 従前の管理者の届出事項を変更(旧欄・新欄ともに記載)	
変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 年 月 日	
管 理 者	旧氏名	(フリガナ)
	氏名	(フリガナ)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
	住所	都道府県 電話 () ー 番 (内線) 本(国)籍 ()

※該当する変更区分を選択してください。
 ※変更年月日には、変更事実発生日を記載してください。
 ※旧欄には、変更となった管理者の氏名を記載する。
 ※新欄には、新管理者の事項を記載する。
 ※新旧が同一人の場合、新欄には変更となった事項のみ記載してください。

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日（人事異動等の年月日をいう。）を記載すること。

【⑤：変更届出・書換申請書（許可証の書換えを伴う、営業に係る14日以内の届出）記載要領】

別記様式第6号その1（ア）（第5条関係） ※変更日の翌日から数えて14日以内の届出が必要

変更届出 書 書換申請

古物営業法第7条第2項の規定により変更の届出をします。

古物営業法第7条第5項の規定により許可証の書換えを申請します。

営業者の氏名・名称・住所、代表者氏名・住所、行商に変更があれば書換えが必要です。

※窓口提出時に合わせて記載

令和●年●月●日

愛媛県 公安委員会 様

届出（申請）者の氏名又は名称及び住所

愛媛県松山市●●町●丁目●番●号 株式会社愛媛●● 代表取締役●●●

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	8 2 1 0 7 0 0 0
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 2 0 年 1 0 月 1 5 日
氏名 又は名称	(フリガナ) エヒメ (漢字) 株式会社愛媛●●

※この欄は必ず記載してください。
※古物商許可証に記載されている最新の内容を記載してください。
※許可証番号は左詰め記載です。

変更・書換事項

変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 0 6 年 0 9 月 2 7 日
氏名 又は名称	(フリガナ) エヒメ (漢字) 株式会社エヒメ●●
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社
住所 又は居所	愛媛 都道 今治市 府県 ●●町●丁目●番●号 ●●ビル 電話 (0898) ●●-●●●●●番 (内線)
行商をする者であるかどうかの別	1. する 2. しない
主として取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 04 自動車 05 自動二輪車・原付 06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機械工具類 10 道具類 11 皮革・ゴム製品類 12 書籍 13 金券類 (いずれか1つに0を付けること)

※この欄には、該当する変更があれば記載してください。（該当する欄のみ）
※変更後の内容を記載してください。
※変更年月日は、変更事実の発生日を記載してください。

変更区分	1. 削除：従前の代表者等を削除（旧欄のみ記載） 2. 追加：新たに代表者等を追加（新欄のみ記載） 3. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更（新欄・旧欄ともに記載） 4. 交替：従前の代表者等が退任するとともに、新たに代表者等が就任（新欄・旧欄ともに記載）	
変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 0 6 年 0 9 月 2 7 日	
代 旧 表 者 新 等	種別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人
	氏名	(フリガナ) エヒメ マモル (漢字) 愛媛 守
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5 0 0 3 5 1 0 1 0
	種別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人
代 旧 表 者 新 等	氏名	(フリガナ) エヒメ タダシ (漢字) 愛媛 正
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5 0 0 0 2 0 6 2 6
	住所	愛媛 都道 松山 府県 ●●●●●●●● マンション●●号 室 電話 () - 番 (内線)

※役員Aの就任と同時に行う役員Bの退任であれば、交替になり、新旧欄を記載する。
※同時以外の就任・退任は、別紙を用いて、それぞれ削除と追加を選択し、削除は旧欄に退任者、追加は新欄に就任者を記載する。

※この欄には、法人の代表者や役員または、個人の法定代理人に関する変更があれば記載してください。
※旧新が同一人の場合、変更を選択し、新欄には、変更となった事項のみ記載してください。（例：管理者の住所変更のみの場合、新欄には、新住所のみ記載する。）

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

資料区分	22		受理年月日	5. 令和		年		月		日
受理警察署		() 署								

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主									
許可証番号										
許可年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和		年		月		日	
氏名	(フリガナ)									
又は名称	(漢字)									

※この欄には、古物商許可証に記載されている最新の内容を記載してください。

変更事項

変更区分		1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替										
変更年月日		3. 昭和	4. 平成	5. 令和		年		月		日		
代表者等	旧	種別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人									
		氏名	(フリガナ)									
			(漢字)									
	新	生年月日	西暦	明治	大正	昭和						
			0	1	2	3						
		種別	1. 代表者									
		氏名	(フリガナ)									
			(漢字)									
住所	生年月日	西暦	明治	大正	昭和							
		0	1	2	3	4	5					
	住所	都道府県					市区町村					
電話 () - 番 (内線)		本(国)籍 ()										

代表者等の変更が複数ある場合は、この用紙太枠内に必要事項を記載してください。

変更区分		1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替											
変更年月日		3. 昭和	4. 平成	5. 令和		年		月		日			
代表者等	旧	種別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人										
		氏名	(フリガナ)										
			(漢字)										
	新	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和		年		月	日
			0	1	2	3	4	5					
		種別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人										
		氏名	(フリガナ)										
			(漢字)										
住所	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和		年		月	日	
		0	1	2	3	4	5						
	住所	都道府県					市区町村						
電話 () - 番 (内線)		本(国)籍 ()											

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

※営業所に関する変更（取り扱う古物の区分及び管理者用）

別記様式第6号その2（第5条関係）

(/)

資料区分	2 3		受理年月日	5. 令和		年		月		日
受理警察署		() 署								

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	8 2 1 0 7 0 0 0 3 3 X X
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 1 9 年 0 6 月 2 6 日
氏 名	(フリガナ) エヒメ・・・・・
又 は 名 称	(漢 字) 株式会社エヒメ ● ● ●

※この欄は必ず記載してください。
 ※古物商許可証に記載されている最新の内容を記載してください。
 ※許可証番号は左詰め記載です。

営業所又は古物市場に係る変更事項

変更区分	2 変更(1)：従前の届出事項を変更(変更(2)以外) 3 変更(2)：管理者のみ変更
変更する営業所又は古物市場の名称	営業所等所在都道府県 (フリガナ) カーショップ・・・・・ (漢 字) カーショップ ● ●

※この欄には、管理者等が変更となる営業所名を記載するとともに、変更区分を選択する。

変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 0 6 年 0 9 月 2 7 日
取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣 類 03 時計類 06 写真機類 08 事務機器類 09 機械類 11 皮革・ゴム製品類 12 書籍 13 金券

※取り扱う古物の区分に変更があった場合は、この欄に変更後の区分を記載する。

変更区分	1 新規：管理者を新たに選任（新欄のみ記載） 2 交替：従前とは別の管理者を選任（旧欄・新欄ともに記載） 3 変更：従前の管理者の届出事項を変更（旧欄・新欄ともに記載）
変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 年 月 日
管 理 者	旧 氏 名 (フリガナ)
	氏 名 (フリガナ)
	生年月日 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
	住 所 都道府県 電話 () - 番 (内線)

※該当する変更区分を選択してください。
 ※変更年月日には、変更事実発生日を記載してください。
 ※旧欄には、変更となった管理者の氏名を記載する。
 ※新欄には、新管理者の事項を記載する。
 ※新旧が同一人の場合、新欄には変更となった事項のみ記載してください。（例：管理者の住所変更のみの場合、新欄には、新住所のみ記載する。）

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日（人事異動等の年月日をいう。）を記載すること。

※設置日と届出日の間に中3日が必要

假設店舖營業屆出書

古物営業法第14条第1項ただし書の規定により仮設店舗における営業の届出をします。

令和 ● 年 ● 月 ● 日/

●●県●●市●●町 1 丁目 2 番 3 号

株式会社エヒメ ●● 代表取締役 ●● ●●

※この欄には 古物商許可証に記載されている最新の内容を記載してください。

※仮設店舗
を設置する
日時と場所
を記載

届出内容に支障がなければ、同時に複数の届出を行うことができます。その場合は、2以降の欄を用いて記載してください。

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

【⑦：必要書類について】

1 新規許可申請時に必要な添付書類について

申請区分（個人又は法人）によって、必要書類が変わります。

添付書類 申請の区分	法人の定款及び登記事項証明書	申請者又は法人用 ※役員全員分が必要				管理者用 ※営業所ごとに必要			
		最近5年間の略歴書	住民票の写し（本籍又は国籍入りのもの）	誓約書	身分証明書	最近5年間の略歴書	住民票の写し（本籍又は国籍入りのもの）	誓約書	身分証明書
個人（成人）		○	○	○	○	△	△	○	△
法人	○	○	○	○	○	△	△	○	△

【注】

- ① 既に質屋営業許可を取得している場合は、省略可能な添付書類があります。詳細については問い合わせてください。
- ② 申請者又は役員を管理者に選任する場合は、△の書類を省略（同一人物については、重複して提出する必要がない。）することができます。
- ③ 相続等により、未成年者が許可申請する場合は、別途法定代理人等に係る書類が必要になります。詳細については問い合わせてください。

凡例 ○…必須書類

△…省略可能書類

2 変更届出時に必要な添付書類について

添付書類 変更事項		登記事項証明書	申請者又は法人用 ※役員全員分が必要				管理者用				送信元識別符号（URL） を使用する権限のあること を疎明する資料
			最近5年間の略歴書	（本籍又は国籍入りのもの） 住民票の写し	誓約書（個人用・役員用）	身分証明書	最近5年間の略歴書	（本籍又は国籍入りのもの） 住民票の写し	誓約書（管理者用）	身分証明書	
様式第6号	氏名・住所			○							
	法人の名称・所在地	○									
	代表者の氏名・住所	○		○							
	代表者の交替	○	○	○	○	○					
	役員の氏名	○		○							
	役員の住所			○							
	役員の交替・追加	○	○	○	○	○					
	役員の削除	○									
	URLの追加・変更										○
	管理者の選任・交替						△	△	△	△	
	管理者の氏名・住所							○			

凡例 ○…必須書類

△…県外及び県内の別の営業所等で選任されている管理者又は
同営業所等で質屋の許可を受け選任している管理者の場合は
添付書類免除。

【⑧：住民票の写し】

※ 住民票の写しについては、下記のものである必要があります。

- 1 本籍地（外国人にあっては、国籍）が記載されているもの
- 2 個人番号が記載されていないもの
- 3 提出時において、発行日から概ね3か月を経過していないもの

注1 世帯全員分を取得する必要はありません。

注2 同一世帯の者が役員等に就いている場合は、それぞれ別に取得してください。

注3 『写し』となっていますが、これはコピーのことではありません。住民票の原本は役場等が保管しているため、役場等で交付される住民票はすべて、『写し』という扱いになっています。

【⑨：身分証明書】

※ 「民法の一部を改正する法律附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない」ことを証明する書類です。

※ 本籍地の市区町村役場（戸籍課等）で発行されるものであり、下記のものである必要があります。

- 1 提出時において、発行日から概ね3か月を経過していないもの

注1 外国人の場合は、発行されませんので、不要です。

注2 平成12年4月1日以降に出生した者は、「準禁治産者」に該当しない証明が不要です。

【⑩：履歴事項全部証明書】

※ 法務局等で取得することができる法人情報の証明書になり、下記のものである必要があります。

- 1 提出時において、発行日から概ね3か月を経過していないもの
- 2 最新の内容が登記されているもの

注1 本店所在地の変更について

本店	愛媛県松山市南堀端町 ● ●	
	愛媛県松山市本町 ● ●	令和6年 ● 月 ● 日 移転
		令和6年 ● 月 ● 日 登記

本店所在地の変更日は、登記年月日ではなく、「**移転年月日**」です。

注2 役員変更について

役員に関する事項	取締役 愛媛 太郎	令和6年1月10日 辞任
		令和6年1月20日 登記
役員に関する事項	取締役 松山 一郎	令和6年1月12日 就任
		令和6年1月20日 登記

役員追加日、役員削除日は、「登記年月日」ではなく、「**就任日**」、「**辞任日**」となります。

役員登記日が同じであっても、「就任日」と「辞任日」が1日でも異なっていれば、届出時の変更区分は、追加と削除になります。
 ※役員の交替とは、同一役職について、前任者の辞任と後任者の追加が同時に行われる場合を言います。

略 歴 書

(ふりがな) 氏 名		えひめ いちろう 愛 媛 一 郎		証明写真は 不要 です。
住 所		松山市南堀端町2番地2		
生年月日		昭和59年1月10日生(〇〇歳)		
職 歴 等	期 間	内 容		
	令和〇年〇月	有限会社●●退社 同月、株式会社●●入社		
	令和〇年〇月	株式会社●●退社		
	、	この間、無職又は求職中など		
	令和〇年〇月	株式会社エヒメ●●入社		
	令和〇年〇月	株式会社エヒメ●●専務取締役就任		
	令和〇年〇月	株式会社エヒメ●●代表取締役就任 現在に至る		
	● 過去5年間における職歴等について、空白期間がないように詳しく記載してください。 ● 学生、専業主婦、無職等の場合も、記載が必要です。 ● 役職就任状況も記載してください。			
上記のとおり相違ありません。				
令和〇年〇月〇日				押印は不要です。 署名・記名は問いま せん。
氏 名 愛 媛 一 郎				

注 略歴書については、定められた様式ではありません。

【⑫：誓約書】記載例

(個人用)

誓 約 書

私は、古物営業法第4条に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は第31条に規定する罪若しくは刑法第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 5 住居の定まらない者
- 6 第24条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 第24条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 8 精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

● 誓約書には、個人申請用、法人役員用、管理者用があります。
● 申請者本人又は役員が管理者を兼ねる場合には、それぞれ作成する必要があります。

● 内容をよく理解した上で、作成してください。

愛媛県公安委員会 殿

年 月 日

住 所
氏 名

・ 作成日は、実際の記入日としてください。
・ 押印は不要です。
・ 記名でも構いません。

(役員用)

誓 約 書

● 誓約書には、個人申請用、法人役員用、管理者用があります。
● 申請者本人又は役員が管理者を兼ねる場合には、それぞれ作成する必要があります。

● 内容をよく理解した上で、作成してください。

私は、古物営業法第4条に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は第31条に規定する罪若しくは刑法第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 5 住居の定まらない者
- 6 第24条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 第24条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 8 精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

愛媛県公安委員会 殿

年 月 日

住 所
氏 名

・ 作成日は、実際の記入日としてください。
・ 押印は不要です。
・ 記名でも構いません。

(管理者用)

誓 約 書

● 誓約書には、個人申請用、法人役員用、管理者用があります。
● 申請者本人又は役員が管理者を兼ねる場合には、それぞれ作成する必要があります。

● 内容をよく理解した上で、作成してください。

私は、古物営業法第13条第2項に掲げる

- 1 未成年者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は第31条に規定する罪若しくは刑法第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 6 住居の定まらない者
- 7 第24条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 8 第24条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 9 精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

愛媛県公安委員会 殿

年 月 日

住 所
氏 名

・ 作成日は、実際の記入日としてください。
・ 押印は不要です。
・ 記名でも構いません。

【⑬：URL 疎明資料】

- 1 原則、プロバイダやインターネットモールサイトの運営者から発行される、
 - ・使用するURLの割当てを受けた際の通知書の写しや利用権限を有することを証明する書類等が必要です。
- 2 上記通知書の写し等が発行されない場合は、株式会社日本レジストリサービスの「WHOIS」で公開されている情報で、所要の疎明ができるならば、当該情報を印刷した書面を疎明資料として提出することもできます。

ただし、登録されている情報に、申請者の氏名（法人名称）、住所等が記載されている必要があります。
- 3 複数のサイトでHP利用取引を行う場合は、用いる全てのURLについて、届出が必要です。
- 4 用いるURLが変更された場合は、届出が必要です。

- HP利用取引を用いる場合は、事前にホームページ（HP）を開設しておく必要があります。許可申請後に開設する場合は、許可後の届出が必要です。
- 許可取得後には、トップページに『古物商の名義（氏名又は法人名称）、許可公安委員会、許可証番号』を表示しなければなりません。

- 届出されたURLは、愛媛県公安委員会のHPに掲載されるため、公序良俗に反する内容が掲載されないように注意してください。
- ※ バナー広告等にも注意してください。